

防衛庁職員の健康管理に関する訓令を次のように定める。

昭和29年12月15日

防衛庁長官 大村 清一

防衛省職員の健康管理に関する訓令

改正	昭和36年2月20日庁訓第7号	平成17年2月25日庁訓第13号
	昭和37年10月12日庁訓第64号	平成17年3月31日庁訓第42号
	昭和37年11月1日庁訓第73号	平成18年3月27日庁訓第12号
	昭和41年9月30日庁訓第30号	平成18年7月28日庁訓第83号
	昭和53年12月14日庁訓第36号	平成19年1月5日庁訓第1号
	昭和57年4月30日庁訓第19号	平成19年8月30日省訓第145号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成20年1月15日省訓第1号
	昭和60年3月27日庁訓第8号	平成20年3月25日省訓第12号
	昭和60年10月31日庁訓第37号	平成21年7月29日省訓第48号
	平成4年6月19日庁訓第45号	平成23年1月21日省訓第2号
	平成4年8月10日庁訓第49号	平成23年2月18日省訓第4号
	平成7年3月30日庁訓第22号	平成24年7月19日省訓第27号
	平成8年2月29日庁訓第9号	平成25年1月8日省訓第3号
	平成9年1月17日庁訓第1号	平成25年3月29日省訓第30号
	平成11年3月31日庁訓第27号	平成26年3月31日省訓第23号
	平成12年6月9日庁訓第76号	平成26年7月24日省訓第40号
	平成13年1月6日庁訓第2号	平成27年10月1日省訓第39号
	平成15年8月1日庁訓第59号	平成28年3月28日省訓第18号
	平成15年10月8日庁訓第67号	平成28年9月26日省訓第57号
	平成16年9月17日庁訓第73号	

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 保健（第6条－第26条の2）

第3章 医療（第27条－第29条）

第4章 死亡（第30条－第34条）

第5章 雑則（第35条・第36条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省の職員（以下「職員」という。）の健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（健康管理を行う者）

第2条 職員の健康管理は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者が行う。

（1）事務次官、防衛審議官及び防衛省本省の内部部局にあつては、官房長（防衛省本省の内部部局における一般職に属する職員については秘書課長）

（2）防衛省本省の施設等機関にあつては、当該施設等機関の長

（3）統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部にあつては、それ

ぞれ統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）

(4) 統合幕僚学校にあつては、校長

(5) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）にあつては、部隊等の長

(6) 情報本部及び防衛監察本部にあつては、それぞれ情報本部長及び防衛監察監

(7) 地方防衛局にあつては、地方防衛局長

(8) 防衛装備庁にあつては、防衛装備庁長官
(休養室)

第3条 職員の健康管理を行う者（以下「健康管理者」という。）は医務室に休養室を設け、休養を要する職員の保護にあてなければならない。

(衛生思想の普及)

第4条 健康管理者は、その管理を受ける職員（以下「被管理者」という。）に対し、常に衛生教育を施し、衛生思想の向上を図らなければならない。

(学校の教育)

第5条 防衛大学校及び防衛医科大学校並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校の教育課程においては、「健康管理に関する科目」を設け、学生の衛生教育を行わなければならない。

第2章 保健

(体力検査)

第6条 健康管理者は、被管理者である自衛官（防衛大学校及び防衛医科大学校にあつては学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。）を含む。以下同じ。）について、定期的に体力検査を行わなければならない。

(検査項目)

第7条 体力検査は、握力、走力、投力、跳力、懸垂力、背筋力その他疲労及び回復を測定するために必要な体力の検査を毎年1回、体重測定を毎月1回行うものとする。

(検査の結果)

第8条 健康管理者は、体力検査の結果を適正に記録し、かつ、保存しなければならない。

2 自衛官の職種又は特技区分の決定は、体力検査の結果を考慮して行われなければならない。

3 健康管理者は、体力検査の結果、自衛官の体力管理上著明な欠陥を発見したときは、その原因を明らかにし、必要な対策をたてなければならない。

(定期の健康診断)

第9条 健康管理者は、被管理者に定期の健康診断を行わなければならない。

2 定期の健康診断の検診の項目及び方法は、別表第1に掲げるものとし、その回数は、毎年度1回以上（同表に特に定めがあるものにあつては、その回数）とする。

(臨時の健康診断)

第10条 健康管理者は、次のいずれかに該当するとき、被管理者に対して臨時の健康診断を行わなければならない。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章（第83条第3項、第84条並びに第84条の5第1項第3号並びに第2項第3号及び第4号を除く。）の規定により、部隊等が行動を命ぜられたとき。
- (2) 部隊等が、継続して1月以上にわたり部隊所在地を離れて訓練等を行うとき。
- (3) 自衛官に、自衛隊の学校、教育部隊若しくは部外の学校に入校若しくは教育入隊を命じ、又は1月以上の臨時勤務、臨時乗組若しくは出張を命ずるとき。
- (4) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第4条第1項又は第2項の規定により、職員に国際緊急援助活動を行わせ、又は部隊等が同法第3条第2項各号に掲げる活動を行うとき。
- (5) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第9条第4項、第13条第2項、第21条第3項又は第27条第1項の規定により、部隊等が国際平和協力業務を行い、職員を国際平和協力隊に派遣し、部隊等が輸送を実施し、又は自衛官を国際連合に派遣するとき。
- (6) 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第2条第1項の規定により派遣されるとき。
- (7) 留学等のため、自衛官に海外出張を命ずるとき。
- (8) 自衛隊法第36条第4項の規定により、自衛官の継続任用を行うとき。
- (9) 伝染性疾患の予防のため、健康診断の必要があるとき。
- (10) その他健康管理者が必要と認めるとき。

2 臨時の健康診断の結果、第15条の規定により要休養又は要軽業の指示を受けた者に対しては、前項第1号から第7号までの命令権者は、当該命令を停止しなければならない、また、同項第8号の任命権者は、継続任用を行つてはならない。

（検診の項目及び方法）

第11条 臨時の健康診断の検診は、次項、第3項及び第4項に規定するものを除き、一般検診、結核検診及び循環器検診とし、その検診の方法は定期及び特別の健康診断の例による。

2 前条第1項第1号による検診は、前項の規定によるもののほか、放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する被管理者については、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第26条第1項に掲げる検査項目を加えたものとする。ただし、事態が緊急であるため時間の余裕のないときは、検診方法の一部又は全部を省略することができる。

3 前条第1項第4号から第7号までによる検診は、第1項の規定によるもののほか、伝染性疾患その他海外渡航のために診断を必要とする疾患につき、問診、理学的検査その他の所要の検査を行うものとする。ただし、前条第1項第4号の規定により健康診断を行う場合、事態が緊急であるため時間の余裕の無いときは、第1項の規定により行う検診にあつてはその方法の一部を、問診、理学的検査その他の所要の検査にあつてはその一部を省略することができる。

4 前条第1項第9号又は第10号による健康診断については、問診、理学的検査その他の所要の検査を行うものとする。

（特別の健康診断）

第12条 健康管理者は、被管理者に対して、別表第1の2に掲げる特別の健康診断及び人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第20条に規定する特別定期健康診断に準じたその従事する職務に応じた特別の健康診断を行わなければならない。

（検診項目の省略）

第13条 定期又は臨時の健康診断に当たっては、採用時の身体検査（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第22条第1項の規定に基づく身体検査をいう。）、航空身体検査（航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）の規定に基づく身体検査をいう。）又は以前に行なつた定期若しくは臨時の健康診断を受けてから3月を経過しない職員については、その者が当該検査において既に受けた同一項目の検診を省略することができる。

（共済組合に対する健康診断の要求）

第14条 健康管理者は、防衛省共済組合（以下「組合」という。）の各支部長に対し、組合が直営し又は委託する売店等に従事する者について、結核、寄生虫病、皮ふ病その他伝染性疾患について必要な健康診断を毎年度1回以上（調理、配ぜん等給食のため食品を取り扱う職務に従事する者の健康診断にあつては、毎月1回以上）行い、又は行政庁の行う健康診断を受けさせるよう要求し、かつ、その結果について報告させなければならない。

（指示区分）

第15条 健康診断に当たつた医師又は歯科医師である職員は、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認められた者について、別表第2の指示区分欄に掲げる指示を行うものとする。

（健康診断による事後措置）

第16条 健康管理者は、前条の規定により指示を受けた者については、その指示区分に応じ、別表第2の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置を採らなければならない。

（就業の禁止）

第17条 健康管理者は、前条の事後措置の実施に当たり、次の各号に掲げる者を勤務に従事させてはならない。

（1）伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

（2）精神障害のため自身を傷つけ又は他の職員に危害を及ぼすおそれのある者

2 前項の規定による就業の禁止は、医師の診断に基づいて行うものとする。

3 健康管理者は、組合が直営し又は委託する売店等に勤務する者については、組合支部長に対し、第1項の規定に準ずる措置を求めなければならない。

（健康診断の記録及び報告）

第18条 健康管理者は、健康診断の結果及びこれに基づいて採つた事後措置については、適正にこれを記録し、保存するとともに、別記様式による健康診断報告書を年度ごとに取りまとめ、翌年度の6月末日までに順序を経て防衛大臣に提出しなければならない。

（健康管理手帳）

第18条の2 健康管理者は、別表第3の業務欄に掲げる業務に職員として従事していた者

のうち、同表の要件欄に掲げる要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、防衛大臣の承認を得て、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

2 健康管理者は、健康管理手帳を交付した者に対し、健康診断を受けることを勧奨するとともに、その他長期にわたり健康管理を行うために必要な措置を講ずるものとする。

3 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳に関し必要な事項は、別に定める。

(特定緊急作業健康管理手帳)

第18条の3 健康管理者は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に対処するための作業のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内におけるもの（以下「特定緊急作業」という。）に従事していた者（以下「特定緊急作業従事者」という。）に対し、離職の際に又は離職の後に、防衛大臣の承認を得て、特定緊急作業健康管理手帳を交付するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、特定緊急作業健康管理手帳を交付した者及び当該手帳について準用する。

(保育隊)

第19条 自衛隊の部隊等の長は、健康診断の結果要休養、要軽業又は要注意の指示を受けた自衛官をもつて保育隊を編成し、当該者の養護に充てることができる。

(感染症対策)

第20条 健康管理者は、自衛隊における感染症対策を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づくもののほか、自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）により、実施するものとする。

(予防接種等)

第21条 健康管理者は、被管理者に対し、伝染性疾患の発生及びまん延防止に必要であると認めるときは、予防接種又は投薬を行わなければならない。

2 前項の予防接種又は投薬の実施方法その他必要な事項は、別に定める。

(自衛艦における健康管理)

第21条の2 健康管理者は、自衛艦において被管理者が救急患者となつた場合であつて、緊急その他やむを得ない理由により医師の診療を受けることができないときは、必要に応じ、医師である職員に連絡し、当該医師の指示の下に、当該被管理者に対して所要の措置を講ずるものとする。

(栄養管理)

第22条 給食実施機関（給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）第3条に規定する給食実施機関をいう。）の長は、職員の食事の支給に当つては、献立、調理方法、食品の栄養価等について細心の注意を払わなければならない。

(食品及び環境衛生)

第23条 健康管理者は、次表の左欄に掲げる施設について、右欄の衛生上の予防措置を講じなければならない。ただし、組合が直営し又は委託する売店等については、組合支部長に対し当該予防措置を講じさせるものとする。

施設	衛生上の予防措置
食堂、炊事場及び食品の販売を行	食品及び食品のための器具、容器、包装、貯

う施設	蔵所等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく措置 施設については、その換気、採光、照明、保温及び清潔について必要な措置
理髪場	理容師法（昭和22年法律第234号）第8条及び第12条の規定に基づく措置
クリーニング場	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条の規定に基づく措置
浴場	換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置
便所、洗面所及び水泳場	清潔、消毒方法等の措置
排水溝、下水道及び汚物処理場	清潔、消毒方法、水の流通等について必要な措置

2 健康管理者は、前項に掲げる施設以外においても、換気、照明、保温、防湿、清潔保持その他職員の健康保持のため必要な措置を講じなければならない。

（衛生検査）

第24条 健康管理者は、衛生検査担当者を指定し、食品及び環境衛生の状況について定期に検査を行わさせなければならない。ただし、組合が直営し又は委託する売店等の検査は、組合支部長を通じて行うものとする。

（衛生検査担当者の改善意見）

第25条 衛生検査担当者は、衛生検査の結果緊急に改善措置をとる必要があると認めるときは、当該施設を管理する者に対し、直接意見を述べて改善を求めることができる。

（飲用水の検査）

第26条 自衛隊の施設内にある水道（水道法（昭和32年法律第177号）の規定による水道をいう。以下同じ。）以外の給水設備により職員の飲用に供される水については、健康管理者が少なくとも1月に1回（出水等により必要があるときは、その都度）実施する水質検査に合格したものでなければ使用してはならない。

2 第10条第1項第1号に規定する場合又は訓練等の場合、自衛隊の施設外で水道の水（前項により水質検査に合格した飲用水を含む。）以外の飲用水を使用するときは、部隊等の長は、水質検査を行って合格したものでなければ飲用させてはならない。ただし、水質検査を行うことができない場合、部隊等の長が一般の使用に供されている飲用水であると確認したもの又は煮沸若しくは塩素消毒したもので適当と認めたものであればこの限りでない。

（放射線障害防止対策）

第26条の2 放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する被管理者の実効線量の限度については、人事院規則10-5第4条第3項の緊急作業に従事する職員の規定の例による。

（一般職に属する職員に関する保健保持）

第26条の3 一般職に属する職員については、第2章に定めるもののほか、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の規定に基づき保健保持を行うものとする。

第3章 医療

(自衛官の診療)

第27条 自衛官の診療は、防衛医科大学校病院若しくは各自衛隊の病院又は防衛大学校、防衛医科大学校若しくは自衛隊の診療所である医務室で行うほか、部外の病院又は診療所に委託して実施するものとする。

(医師の巡回)

第28条 健康管理者は、部外の病院又は診療所に被管理者である患者の療養を委託し、又は被管理者である患者に帰郷療養を命じたときは、必要に応じ、当該患者の療養状況の視察及び指導のため、医師又は歯科医師である職員を巡回させることができる。

(備え付ける医薬品等)

第29条 防衛大学校、防衛医科大学校及び自衛隊の部隊等には、職員の救急の医療処置のため、必要な医薬品等（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項及び第4項に規定する医薬品及び医療機器をいう。第35条第1項において同じ。）を納めた救急箱を備えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、自衛艦には、医療書及び衛生監が指定する医薬品を備えるものとする。

第4章 死亡

(死体の検案)

第30条 医師である職員は、職員であつた者の死体（以下単に「死体」という。）を検案したときは、その職員であつた者の健康管理者又は死体所在地若しくはもよりの駐屯地の駐屯地司令又は部隊等の長（以下「健康管理者等」という。）に通知し、かつ、当該死体に異常を発見したときは、直ちに警務官、警務官補又は所轄の警察署に届け出なければならない。

(死体解剖)

第31条 健康管理者等は、次の各号の1に該当する場合、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第2条第1項第3号から第6号までの規定によつて行われる場合を除き、同法第7条第2号の規定に該当するもののほかは、遺族の承諾を得て、死体を解剖に付することができる。

(1) 公務災害か否かを認定するに当り、職員の死因について科学的資料を必要とするとき。

(2) 死因を明らかにすることによつて、自衛隊の任務遂行上参考となる科学的資料を得ることができると判断されるとき。

(死体解剖を行う者)

第32条 健康管理者等は、死体を解剖に付するときは、死体解剖保存法第2条第1項第1号に定める厚生労働大臣の認定を受けた医師若しくは歯科医師である職員又はその他の職員に命じて行わせるものとする。

2 前項の職員以外の者に死体の解剖を行わせるときは、あらかじめ解剖しようとする他の保健所長の許可を受けさせた後でなければこれを行わせるてはならない。

(死体解剖施設)

第33条 死体の解剖は、防衛医科大学校又は解剖室のある自衛隊の病院で行うものとする。

ただし、防衛医科大学校又は自衛隊の病院で実施できないときは、死体解剖保存法第9条ただし書の規定により保健所長の許可を得て防衛医科大学校若しくは自衛隊の病院以外において、又は同法第2条第1項第1号若しくは第2号に定める者に委託して実施することができる。

(死体解剖保存法による死体解剖)

第34条 死体解剖保存法第2条第1項第3号から第6号までの規定により死体が解剖される場合は、健康管理者等は、当該解剖実施者と協議し、医師若しくは歯科医師である職員又は警務官を立ち合わせ、解剖記録、検査記録等の写の交付を求めるものとする。

第5章 雑則

(監視員)

第35条 自衛隊の健康管理業務について最高の技術的指導及び監視を行うため、各幕僚長はそれぞれの幕僚監部に次の表の左欄に掲げる監視員を置き、右欄の任務に従事させるものとする。

監視員	任 務
防疫監視員	感染症の予防作業の監視
医療監視員	診療業務の監視
薬事監視員	医薬品等並びに毒物及び劇物の運用の監視

2 防疫監視員及び医療監視員は医師又は歯科医師である自衛官をもつて、薬事監視員は薬剤師である自衛官をもつて充てる。

(委任規定)

第36条 この訓令の実施に関し必要な事項は、事務次官、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官が定める。

附 則

この訓令は、昭和29年12月15日から施行する。

附 則 (昭和36年2月20日庁訓第7号)

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則 (昭和37年10月12日庁訓第64号)

この訓令は、昭和37年10月12日から施行する。

附 則 (昭和37年11月1日庁訓第73号) (抄)

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和41年9月30日庁訓1第30号) (抄)

1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。

2 第1条規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第3項から第12項までの規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

附 則 (昭和53年12月14日庁訓第36号)

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則 (昭和57年4月30日庁訓第19号)

この訓令は昭和57年4月30日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日庁訓第8号）（抄）

- 1 この訓令は昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月31日庁訓第37号）

この訓令は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日庁訓第15号）

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成4年6月19日庁訓第45号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成4年6月19日から施行する。

（防衛庁職員の健康管理に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、修正した上使用することができる。

附 則（平成4年8月10日庁訓第49号）

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成7年3月30日庁訓第22号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

（陸上自衛隊における予防接種に関する訓令の廃止）

- 2 陸上自衛隊における予防接種に関する訓令（昭和31年陸上自衛隊訓令第18号）は廃止する。

（経過措置）

- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成8年2月29日庁訓第9号）

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成11年3月31日庁訓第27号）（抄）

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 自衛隊における伝染病予防に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第37号）は、廃止する。

附 則（平成12年6月9日庁訓第76号）

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成15年8月1日庁訓第59号）

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年10月8日庁訓第67号）

この訓令は、平成15年10月8日から施行する。

附 則（平成16年9月17日庁訓第73号）

この訓令は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成17年2月25日庁訓第13号）

この訓令は、平成17年2月25日から施行する。

附 則（平成17年3月31日庁訓第42号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年1月15日省訓第1号）

この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年1月21日省訓第2号）

1 この訓令は、平成23年1月21日から施行する。

2 この訓令の施行の日において現に航海中の自衛艦については、この訓令による改正後の第29条第2項の規定は、当該自衛艦が帰港するまでの間は、適用しない。

附 則（平成23年2月18日省訓第4号）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月19日省訓第27号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年7月19日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成25年1月8日省訓第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から

施行する。ただし、第3条、第4条、第5条第6項、第6条第1項及び第3項、第7条、第9条、第12条第3項、第16条第1項、第20条、第22条第1項、第25条第3項並びに別紙様式の改正規定並びに次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(防衛省職員の健康管理に関する訓令の一部改正)

- 2 防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)の一部を次のように改正する。(以下略)

附 則(平成26年3月31日省訓第23号)

(施行期日)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月24日省訓第40号)

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則(平成28年9月26日省訓第57号)

この訓令は、平成28年9月26日から施行する。

別表第1（第9条関係）

番号	検診の項目	検診の方法	摘要
1	一般検診	問診及び理学的検査	
2	身体計測	身長、胸囲、体重、肺活量、視力、色覚及び聴力の検査	健康管理者が特に必要でないと認める検査の項目については、行わないことができる。
3	肺がん検診	問診、胸部エックス線診断及びかくたん細胞診	<ol style="list-style-type: none"> 1 45歳未満の職員については、行わないことができる。 2 エックス線診断は、同一年度内に撮影した結核検診のフィルムを用いることができる。 3 妊娠中の職員については、エックス線診断は行わないことができる。 4 かくたん細胞診は、担当の医師が必要と認める者について行う。
4	循環器検診	問診、血圧の測定並びに尿中のたん白及び糖の有無の検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 35歳未満の職員については、行わないことができる。 2 心電図検査を加えることができる。
5	胃がん検診	問診及び胃部エックス線撮影	<ol style="list-style-type: none"> 1 40歳未満の職員については、行わないことができる。 2 妊娠中の職員については、行つてはならない。
6	肝臓検診	問診及び肝機能検査	40歳未満の職員については、行わないことができる。
7	大腸がん検診	問診及び便潜血反応検査	40歳未満の職員については、行わないことができる。
8	子宮がん検診	問診、視診、内診及び細胞診	<ol style="list-style-type: none"> 1 35歳未満の職員については、行わないことができる。 2 担当の医師が必要と認める者については、コルポスコープ検査を行う。
9	性病検診	問診及び血清学的検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛官以外の職員については、行わないことができる。 2 定期の健康診断の回数は、3年につき1回以上とする。 3 尿検査を加えることができる。
10	歯科検診	問診並びに口くう及び歯牙の理学的検査	自衛官以外の職員については、行わないことができる。
備考 この表に掲げる検査の結果、この表に掲げる検査以外の検査が必要と認められる職員に対しては、それぞれ必要と認められる検査を行うものとする。			

別表第1の2（第12条関係）

特別の健康診断	検診の方法	摘要
結核検診	問診及び胸部エックス線間接撮影	<p>1 次に掲げる者については毎年実施するものとする。</p> <p>（1）学校（防衛大学校、防衛医科大学校及び自衛隊法第24条第1項第1号に規定する学校をいう。）、病院又は医務室において業務に従事する者</p> <p>（2）自衛隊法施行規則第51条又は第52条の規定により営舎内に居住すべき自衛官</p> <p>2 健康管理者が必要と認める者にあつては、健康管理者が定める定期に実施するものとする。</p> <p>3 妊娠中の職員については、エックス線撮影は行わないことができる。</p> <p>4 結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び担当の医師が必要と認める者については、間接撮影を省略し、直接撮影及びかくたん検査を行う。</p>
特定緊急作業検診	問診、白内障に関する眼の検査及び甲状腺の検査	<p>1 特定緊急作業従事者のうち、特定緊急作業に従事した期間に受けた放射線による実効線量（以下単に「実効線量」という。）が50ミリシーベルトを超える者については、毎年実施するものとする。</p> <p>2 実効線量が100ミリシーベルト以下の者については、甲状腺の検査は行わないことができる。</p>

別表第 2 (第 15 条及び第 16 条関係)

指示区分		事後措置の基準
指示	内容	
生活 規 正 の 面	要休養	勤務を休む必要のあるもの 休暇（日単位のものに限る。）又は休職若しくは休学の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	要軽業	勤務に制限を加える必要のあるもの 勤務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、夜間勤務を命じないようにする。
	要注意	勤務をほぼ正常に行ってよいもの 過激かつ病状を刺激するおそれのある勤務を命じないようにする。
	平常	平常の勤務でよいもの
医 療 の 面	要医療	医師又は歯科医師による直接の医療行為を必要とするもの 医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	要観察	定期的に医師又は歯科医師の観察指導を必要とするもの 経過観察をするための検査及び発病、再発防止のため必要な指導を行う。
	医療不要	医師又は歯科医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの

別表第3（第18条の2関係）

項	業 務	要 件
1	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
2	ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
3	粉じん作業（じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務	同法第13条第2項（同法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3相当であること。
4	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
5	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。）を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）	両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。
6	石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、若しくは取り扱う業務又はその製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
7	ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。